

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 5 日現在

機関番号：24402

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25884054

研究課題名(和文)近代オスマン帝国における中央政府とアルメニア共同体：交渉と仲介者の分析から

研究課題名(英文) Interaction between the Central Government and Armenian Community in the Late Ottoman Empire

研究代表者

上野 雅由樹 (Ueno, Masayuki)

大阪市立大学・大学院文学研究科・講師

研究者番号：10709538

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：オスマン帝国の非ムスリム統治をめぐる枠組みとしてかつて提唱されてきたミレット制論を乗り越え、前近代においてムスリムの非ムスリムに対する優位のもとで後者がいかに共同体自治を享受してきたのかを正確に理解すべく、多くの研究がなされてきた。しかし、不平等のもとで存在したそうした共同体自治が、平等原則を採用した近代オスマン帝国にどのように受け継がれたのかについてはまだ解明されていなかった。本研究はこうした過程を、「特権」や「宗教」、「政治」といった概念が非ムスリム共同体自治の広がりや限界を論ずるための用語として用いられるにいたる過程として論じた。

研究成果の概要(英文)：Although a substantial amount of research has been accumulated to overcome theories regarding the Ottoman millet system and to correctly understand how non-Muslim Ottoman groups enjoyed communal autonomy under the condition of Muslims' superiority over non-Muslims in the early modern period, one important question is left to be addressed: how such communal autonomy that had been tolerated under the principle of inequality was inherited to the late Ottoman Empire that embraced the principle of equality? This project explores this question by examining the process wherein 'privileges,' 'religion,' and 'politics' became the language for discussing the scope and limit of non-Muslim communal autonomy in the latter half of the 19th century and sheds light on the political importance of the separation of religion and politics in the late Ottoman Empire.

研究分野：歴史学

キーワード：東洋史 オスマン帝国 アルメニア人

### 1. 研究開始当初の背景

従来のオスマン帝国史研究において、19世紀の近代国家化過程における非ムスリムの処遇については、中央政府が宗教的少数者たる非ムスリムをいかに統合しようとしたのかという観点から論じられる傾向にあった。その一方で、近代国家化過程を扱う近年の研究は、中央政府と地方社会との交渉や両者の相互作用に注目することで成果をあげてきている。こうした成果は、オスマン政府と非ムスリムの関係を見る上でも、両者の交渉に目を向けることが有益であることを示唆している。

こうした学術上の背景をもとに、研究代表者は、主要な非ムスリム集団のなかでもアルメニア人の事例に注目し、オスマン政府に対してアルメニア人を非公式に代表し、両者の仲介役としての役割を果たしていたと目される、アルメニア共同体指導層に注目して研究を行った。その多くがオスマン官僚だったことから、彼らの性格を把握すべく、その教育的背景に注目して分析してきた。

### 2. 研究の目的

本研究課題は、研究代表者の過去の研究成果を土台として、19世紀後半のオスマン帝国における中央政府とアルメニア共同体の交渉を、アルメニア共同体指導層が個別の局面においてどのような役割を果たしていたのかを検討することを目的とした。そのために、具体的な事例研究を通じて以下の三点を明らかにすることを目指した。

(1) オスマン政府とアルメニア共同体の交渉で用いられる用語に注目し、交渉を成りたてさせていた枠組みがどのようなものであったかを明らかにする。

(2) 双方の側でどのような行為主体が交渉に実際に参加したのかを、公式の窓口だけでなく非公式の形で参加した行為主体の存在も交えて解明する。

(3) 交渉の過程において、アルメニア共同体以外の非ムスリム共同体との直接・間接の関係がどのように捉えられ、また交渉の材料とされていたのかを明らかにする。

### 3. 研究の方法

上述の研究目的を達成するために、まず交渉のなかで用いられる枠組みの背景を探るべく、「宗教的特権」という用語が用いられるようになる過程を調査した。次に、具体的な交渉過程を可能な限り詳しく分析するという方法を使った。そのために、オスマン政府とアルメニア共同体の関係を理解するために有益でありながら、これまでほとんど注目されてこなかった2つの事例に注目した。それは第一に、1860年代半ばにイスタンブールのアルメニア総主教座がオスマン政府に提

出す文書の種類を制限することをめぐって争われた「政治的口上書禁止問題」、第二に、イスタンブールの都市開発の過程で1870年代に浮上した「墓地接收問題」である。

こうした課題に取り組むにあたって、研究代表者は、オスマン政府側とアルメニア共同体側両方の立場から書かれた同時代史料を用いることとした。主な史料としては、オスマン政府の行政文書、アルメニア共同体の側が提出した口上書、アルメニア語やアルメニア文字のトルコ語で19世紀に出版された新聞である。

### 4. 研究成果

#### (1) 「宗教的特権」の制度化

オスマン帝国の非ムスリム共同体の領分をめぐる制度的枠組みの転機を、1853年に発せられた、非ムスリムの「宗教的特権」を保障するための勅令に見出し、それが発せられるにいたった過程と、それが引き起こした反応を研究した。これまで利用されてこなかったオスマン帝国政府の行政文書を精査したことで、以下の点が明らかになった。

第一に、パレスチナの聖地管理権をめぐるロシアとの交渉の過程において、ロシアがオスマン統治下の正教徒の「特権」を保障する協約を締結することをオスマン側に求めたのに対し、オスマン政府側の対応には以下の慎重な選択がなされていたことを明らかにした。すなわち、オスマン政府側は意図的に「宗教的」という修辭を「特権」に付した。これは、非ムスリムが制度上享受する「特権」が将来的に拡大解釈されることを防ぐ意図を持っていた。また、オスマン政府は正教徒という特定の非ムスリム宗派共同体のみの特権を認め、これを特別扱いするのではなく、すべての非ムスリム宗派共同体に対して特権を認めることとした。その際、正教徒、アルメニア、ユダヤ、カトリック、プロテスタント宗派共同体が特権付与の対象となった。さらに、ロシアとの「協約」という形をとるのではなく、スルタンが独自に発する「勅令」という形をとることで、オスマン臣民の正教徒に対してロシアの影響力が及ぶのを極力妨げようとした。

第二に、宗教的特権を保障するという勅令が、オスマン臣民の非ムスリムから様々な形で反響を引き起こしたことが明らかになった。まず、クリミア戦争前夜にあたる時期に、非ムスリム諸共同体から感謝状が届き、オスマン政府への忠誠が表明された。また、重要なこととして、一部の小規模な宗派集団から、上記の五つの主要な宗派共同体が付与されたのと同様の勅令を求める訴えがなされた。すなわち、正教徒共同体の一部と見なされたセルビア系正教徒、カトリック共同体の一部とされたギリシア系カトリック、ユダヤ共同体の一部と見なされたカライト派ユダヤ教徒の訴えである。これらの訴えは、宗教的特権を保障する勅令を持つかどうかオスマ

ン帝国内において非ムスリムの権利主体たりうるかどうかを示す基準として理解されたことを示している。

以上の内容については研究発表 で扱っており、それを含む論文を英文学術雑誌に投稿中である。

## (2)政治的口上書禁止問題

1860年代と1870年代に、オスマン政府は二度にわたって、非ムスリム共同体に対して宗教的ではない案件を扱う口上書を提出することを禁止する通達を送っている。本研究課題では、アルメニア人側によって「政治的口上書」の禁止と理解されたこの禁令と、それに対するアルメニア人側の反応を、アルメニア語およびアルメニア文字のトルコ語新聞から得られる情報を主な情報源として分析した。その結果明らかになったのは以下の点である。

オスマン政府側は、アルメニア人側が提出する口上書を「宗教的」なものとは区別し、前者に関しては認めるものの、後者に関しては提出を認めないという対応をとった。これは、非ムスリムが享受する特権というのはあくまで「宗教的」な事項に限られており、それ以外に関しては特権の枠外であるとする根拠に基づいており、非ムスリム共同体の自治の範囲が拡大するのを押しとどめる意図を持っていた。このように、1853年の時点で特権に「宗教的」という修辭をつけたことが、後々意味を持ったのである。

これに対しアルメニア人側は、オスマン政府の禁令を「特権」の制約と見なして反発した。アルメニア人側としては、彼らの「特権」が「宗教」の枠を越えていっていることには同意しつつも、それが既成事実であるとのスタンスをとった。また彼らは、アルメニア人が他の非ムスリム共同体と比べ、西欧列強の支援を受けられないという点で劣位にあり、それだけにオスマン政府はアルメニア人を優遇すべきことを主張した。オスマン政府側はこうした反発に一定の理解を示し、それまでの特権を制約する意図は持たないとの対応を示したが、「特権」の拡大には否定的な態度を示し続け、1872年にも禁令を再度伝えるにいたる。また、アルメニア共同体と交渉するにあたり、公式の窓口である総主教座ではなく、共同体指導層を通じて交渉し、非公式に案件を処理することを好んだ。結局、特権の範囲をめぐっては解釈の与地が残されたまま、その後の時代を迎えることになるのである。

こうした研究成果は、研究発表 で扱ったほか、(2)の内容とあわせた論文を英文学術雑誌に投稿中である。

## (3)墓地接收問題

19世紀中葉にイスタンブールの市域が拡大していくなかで、その郊外にあった墓地は市域のなかに飲み込まれていった。その結果、

様々な宗派共同体に属する墓地を移転し、その跡地を開発していくことが課題として浮上する。本研究課題では、こうした試みに墓地の持ち主たち、とりわけアルメニア人の反発を分析の俎上にのせた。その結果、以下の点が明らかになった。

オスマン政府側が都市開発を進めるにあたり、各宗派共同体の既得権を無視することはできず、それらの代表と交渉する必要があった。その際、正教徒共同体、アルメニア共同体は墓地の譲渡に反発し、これを守ることができた。

交渉に当たってアルメニア人側が特に重視したのが「宗教的特権」である。上述の口上書の件とは異なり、墓地問題はアルメニア人側が「宗教的」とはっきりと主張することができる案件だった。これに対し外務大臣はこれを「政治的」問題だとして墓地の没収を正当化しようとした。これは、両者のあいだで「宗教的」な案件はアルメニア人側の領分であり、「宗教」の対概念として「政治」が意識されていたことを示している。また外相は、没収を正当化するにあたり、墓地用地を公園にし、公共の利益に資することも主張しており、宗派共同体の利害と宗教・宗派を越えたオスマン人全体の利害を対立させる構図を演出した。それでも「宗教的特権」を掲げることで、アルメニア人側は墓地の用地を守ることができ、オスマン政府側はそれを没収して公園を拡張する計画を断念せざるを得なくなった。

両者の交渉では、アルメニア人以外の宗派共同体の動向に注意が払われており、アルメニア人側は他の宗派共同体に認められるならば自分たちも認められるべきと主張し、オスマン政府側は、他の宗派共同体が聞き入れた要求にはアルメニア人側も従うべきと主張した。ここには、非ムスリムの共同体を同列に扱うことができるという発想が共有されていたのを見ることができるといえる。また、口上書の件と同様に、墓地接收にあたっては、ベシクタシ墓地の処遇をめぐってオスマン政府側は、アルメニア共同体の指導層と交渉することを選んでいった。

以上の研究内容は、研究発表 および に盛り込んだほか、英文図書に掲載された論文としても発表することができた。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計4件)

Masayuki Ueno, "(Re-)Guaranteeing of Non-Muslims' Religious Privileges in 1853," Human Mobility and Multi-ethnic Coexistence in Middle Eastern Urban Societies, 16 September 2014, Beirut (Lebanon).

上野雅由樹「オスマン帝都イスタンブールの市域拡大と墓地接收問題: 19世紀のアルメニ

ア人の事例から」関西比較中世都市研究会、2014年4月4日、大阪市立大学（大阪府、大阪市）。

上野雅由樹「タンズィマート期の特権問題：政治的口上書禁止の事例から」イスラム文明史学研究講演会、2014年1月21日、九州大学（福岡県、福岡市）。

上野雅由樹「19世紀イスタンブルの都市改革：ゲズィ公園の起源とアルメニア人墓地」大阪トルコ日本協会講演会、2013年9月21日、大阪トルコ文化センター（大阪府、大阪市）。

〔図書〕（計3件）

（共著）Masayuki Ueno, “Urban Politics in 19th-Century Istanbul: The Case of the Armenian Cemetery in Beyoglu,” In *Human Mobility and Multiethnic Coexistence in Middle Eastern Urban Societies 1: Tehran, Aleppo, Istanbul, and Beirut*, ed. Hidemitsu Kuroki (Tokyo: ILCAA, 2015) pp. 85-102.

（共著）上野雅由樹「アルメニア人オスマン官僚の教育的背景」秋葉淳・橋本伸也編『近代・イスラームの教育社会史：オスマン帝国からの展望』昭和堂、2014年、pp. 138-164.

（共監訳）林佳世子・上野雅由樹『トルコと日本 歴史・記憶・文化 セルチュク・エセンベル教授退官記念論文集』東京外国語大学、2013年、458頁。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

上野 雅由樹 (UENO MASAYUKI)

大阪市立大学・大学院文学研究科・講師

研究者番号：10709538